

独立行政法人化に伴う業務等の対照表

	旧	新
名称	雇用・能力開発機構	独立行政法人雇用・能力開発機構
組織	勤労者財産形成部(24名)	勤労者財産形成部(24名)
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成助成金等の支給業務 ・財形持家分譲貸付業務 ・財形持家転貸貸付業務 ・直接教育資金貸付業務 ・転貸教育資金貸付業務 ・共同社宅住宅資金の貸付業務 ・財形融資資金貸付業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成助成金等の支給業務 ・財形持家分譲貸付業務 ・財形持家転貸貸付業務 ・直接教育資金貸付業務 ・転貸教育資金貸付業務 ・共同社宅住宅資金の貸付業務 ・財形融資資金貸付業務
業務の形態	国の監督指導の下に業務を遂行	<p>国の策定する中期目標に対し、機構が中期計画を策定の上、その計画に基づき機構が業務を行う。</p> <p>なお、業務の遂行に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価を受けることとなる。</p>

独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標・中期計画対比表（抄）

中期目標	中期計画
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 周知について</p> <p>① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。</p> <p>説明会や相談業務等を通じて、制度の趣旨等を申請者である事業主のみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者に対し十分に周知することにより、勤労者の利便を図るとともに、申請者については申請内容の適正化を図ること。</p> <p>(2) 手続等について</p> <p>① 助成金については、申請に係る諸手続の合理化を進めることにより、申請者の手続面での負担の軽減を図ること。</p> <p>② 職員研修等による担当者の審査能力の向上を図ること。</p> <p>(3) その他</p> <p>融資業務の運営に当たっては、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活安定等に資する融資を実現すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 周知について</p> <p>① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ及びパンフレットに掲載し、周知するとともに、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、助成金額、貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。また、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中の毎年度において、平成14年度の実績と比べて10%以上増のアクセス件数を確保する。</p> <p>② パンフレットや申込みに係る手引を作成し、都道府県センター等において配布するとともに、説明会や相談業務等を通じて制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明することなどにより、利用者の利便を図るとともに、申請内容の適正化を図る。</p> <p>(2) 手続等について</p> <p>① 助成金については、申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申請書の記載項目の簡略化や添付書類の簡素化による事務手続の合理化を進めることにより、申請者の手続面での負担の軽減を図る。</p> <p>② 融資業務や助成金業務については、職員研修を強化し、担当者の審査能力の向上を図る。</p> <p>(3) その他</p> <p>融資業務の運営に当たっては、貸付金利の設定等について国及び関係機関と十分な連絡調整を行うこととする。</p>